



全国建設労働組合総連合（以下全建総連）が、私たち地域建築事業者のリフォーム市場確保に向けた取り組みとして立ち上がりました。

全建総連では、地域の中小零細リフォーム事業者の信頼性・提案力・技術力の向上等を行うことで、消費者に安心安全、快適な暮らしを実現するための住宅リフォームの推進を目的に、一般社団法人全建総連リフォーム協会(全リ協)を設立し、全建総連組合員の事業者団体登録の推進を図っています。

住宅リフォーム事業者団体登録制度の創設

本制度は、優良事業者として建設業法を遵守した技術力、提案力を兼ね備えた建築事業者の皆さまが登録いただくものです。



《基本方針》

- ①地域小零細業者の可視化(存在アピール)、情報発信の強化を図り、大手事業者主導によるリフォーム市場の再編・独占化に対処、地域住民の住まいの要求に応じて職域を防衛すること
- ②組合員(地域小零細業者)への情報提供、学習会の開催、業務支援を強化し、知識・技術・施工力の向上を図り、経営や業務改善を支援すること
- ③地域住宅センターとの連携、体制整備を図り、元請機能の維持向上、仕事確保の取り組みを仲間の共同で強化すること

事業者団体登録 加入促進組合員さん 各位

信用と安心、優良事業者として事業者団体登録事業者に該当される組合員さんへ、2番手では遅いですが、我々の立ち位置を確保するため、積極的な賛同事業者が多ければおおいほど認知度が増して、将来的により有効な登録制度へと進化していきます。

全り協／住宅リフォーム事業者団体登録制度

※全建総連（愛知県建築組合連合会）の組合員でなければ全り協の事業者団体登録ができません。

●入会募集説明会 兼 義務講習A（無料）

平成28年 4月21日（木） 16時30分～

※登録する、しないに関わらず、内容をより理解いただくために、別紙申込書をそのままFAX受講申込み参加いただくようお願いします。

記

近年、日本の住宅市場は大きく変化し、人口減と世帯数の減少、少子高齢化社会の進展により、新設住宅着工が減少する中、全国の「空き家」は820万戸で住宅ストック数の13.5%となりました。今後、新築需要が減少していく中でも、リフォーム需要は増加することが見込まれており、国は、中古住宅流通・住宅リフォーム市場を2020年までに20兆円にまで拡大する施策「中古住宅・リフォームトータルプラン」を打ち出しました。質の高い住宅ストックの形成が国の住宅施策の柱となっています。こうしたことから、建設技能者が大幅に減少していく中で、消費者の住宅改善要求に適切に応えることができる誠実な対応と高い施工能力、適切な専門知識を併せ持つ建設技能者、職人を育成することは喫緊の課題となっています。

そのため、国土交通省は、住宅リフォーム事業の健全な発達及び消費者が安心してリフォームを行うことができる環境の整備を図るために、住宅リフォーム事業者団体登録制度を創設しました。

私たちにとっては、施工、工事こそが最大のプレゼンテーションであり、常に消費者の立場と目線に立った地域事業者として、工事内容、価格、アフターサービスなどが消費者によくわかり、よく見えるように努めなければなりません。そうしたことで初めて消費者から選ばれ、信頼される事業者となることができます。

全建総連リフォーム協会は、こうした目的を達成するための事業団体です。消費者の安全・安心、快適に暮らしを実現するための住宅リフォーム事業を推進していきましょう。

1. 目的（一般社団法人全建総連リフォーム協会（略称「全り協」）は、定款第3条で目的を次の通り定めています。）

当協会は、全国建設労働組合総連合（略称「全建総連」）加盟の県連・組合の組合員が在籍する住宅リフォーム関連の地域事業者と関係団体等が連携共同し、地域の中小零細リフォーム業者の信頼性、提案力及び技術力の向上、経営基盤の強化等のための情報提供、研修等を行うことにより、消費者の安全・安心、快適な暮らしを実現するための住宅リフォームを推進することを目的とする。

2. 事業（全り協は、定款第4条で事業の目的を次の通り定めています。）

- (1) 消費者の暮らしの向上に資するリフォームに関する普及啓発。
- (2) 消費者へのリフォーム事業者及びリフォーム工事等に関する情報提供。
- (3) 全国及び地域ごとの住宅行政、補助制度等のリフォームに関する情報提供及び普及啓発。
- (4) リフォーム事業者への提案力及び技術力の向上並びに人材育成等に関する各種研修及び業務支援。
- (5) 当協会会員が行うリフォーム事業に関する消費者からの相談、助言及び苦情への対応。
- (6) 当協会会員が住宅リフォーム事業を適正に実施するために必要な調査研究、指導、助言、勧告
- (7) 行政や関連団体等に対する要望及び提言。
- (8) そのほかこの協会の目的を達成するために必要な事業。

全建総連事業

信用と安心、優良事業者として事業者団体登録事業者に該当される組合員さんへ周知いただくようご協力をお願いします。2番手では遅いです、我々の立ち位置を確保するため、積極的な賛同事業者が多ければおおいほど、将来的により有効な登録制度へと進化していきます。

全リ協／入会募集説明会・義務講習A（無料）ご案内



全建総連では、地域の中小零細リフォーム事業者の信頼性・提案力・技術力の向上等を行うことで、消費者に安心安全、快適な暮らしを実現するための住宅リフォームの推進を目的に、一般社団法人全建総連リフォーム協会（全リ協）を設立し、2016年6月に国交省へ団体登録する予定です。

連合会では、事業者団体登録制度説明会を昨年11月に受講者30名で開催しました。ついては、平成28年度4月から本登録制度を活用するにあたり、全建愛知と愛知建築では、より多くの組合事業者の皆様にご理解いただくよう入会募集説明会と併せて、登録される方が受講しなければいけない無料義務講習Aを開催致します。つきましては、全リ協へ入会予定の方及び入会希望の方は、以下の受講申込書にご記入の上、4月15日（金）までにお申し込み下さい。

1. 開催日時及び会場

日時	平成28年4月21日（木） 午後4時30分～7時00分
会場	全建愛知会館 2階講習室 名古屋市港区九番町4-1-10

2. 内 容（予定）

- ◆全リ協の概要…目的と事業、組織体制、入会要件、必要書類説明
- ◆リフォーム工事マナー…リフォーム業務順守事項、推奨行動基準、義務講習と推奨講習
- ◆標準契約書式・約款（リ推協編）…概要、作成・提出手順
- ◆リフォーム瑕疵保険…リフォーム瑕疵保険の利用について
- ◆消費者相談および苦情の受付と対応…消費者相談窓口の概要、苦情に対する対応

3. 事業会員（正会員）入会要件（1）～（4）のいずれかに該当

（1）建設業許可を有する事業者		
（2）常勤の建築士もしくは建築施工管理技士が在籍する事業者		
（3）国交省「住宅リフォーム事業者団体登録制度に係わるガイドライン」に定める下記のいずれかの資格者が常勤で在籍する事業者		
建築設備士	管工事施工管理技士	電気工事施工管理技士
浄化槽設備士	電気工事士	電気主任技術者
電気通信主任技術者	給水装置工事主任技術者	消防設備士
液化石油ガス設備士	ガス消費機器設置工事監督者	
（4）下記のいずれかの資格者等であって、全リ協が定める「義務講習A」を受講し、全リ協が適正な事業を行うことができると確認した事業者		
①リフォーム瑕疵保険登録事業者		
②常勤の増改築相談員登録者またはマンションリフォームマネジャーが在籍		
③常勤のリフォーム工事に関わる1・2級技能士または職業訓練指導員が在籍		

4. 事業会員（正会員）会費等

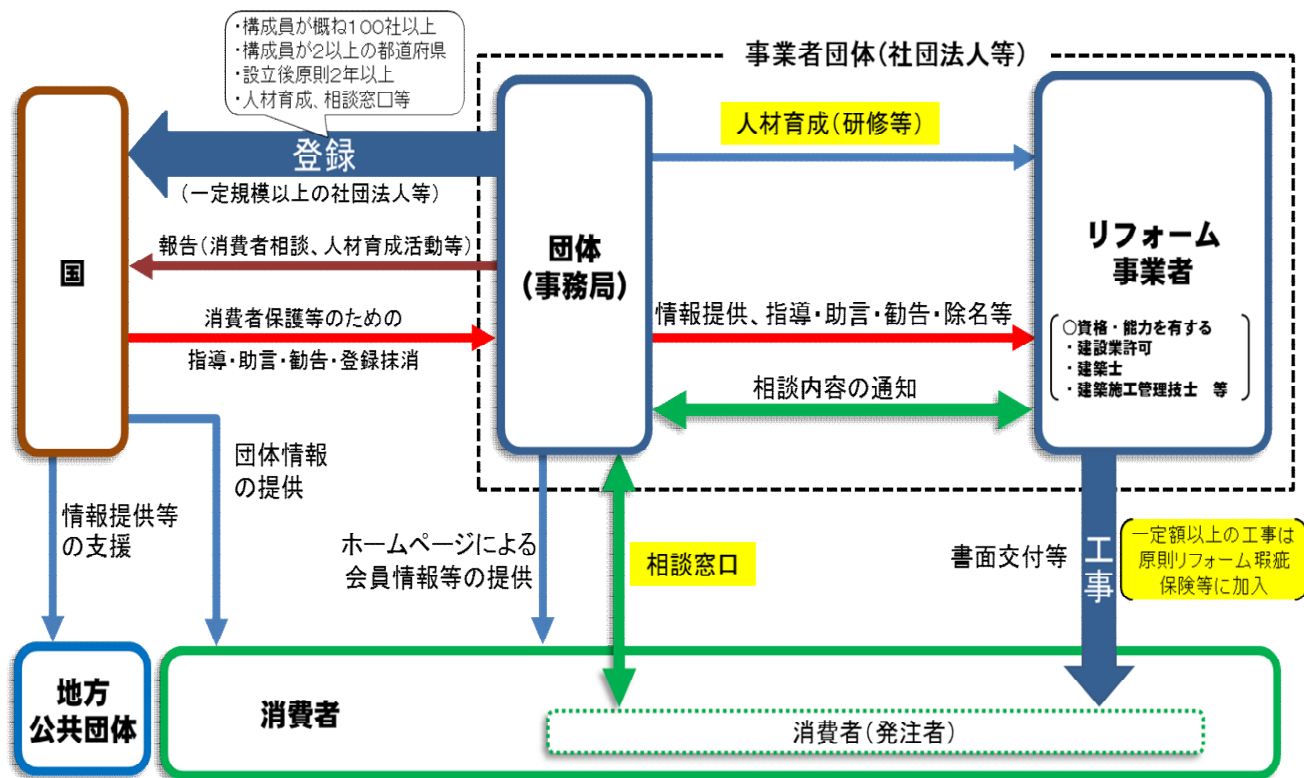
入会金	なし	年会費	10,000円
-----	----	-----	---------

入会募集説明会・義務講習A 受講申込書

事業者名（屋号）		組合員氏名	
電話番号		FAX番号	

愛知建築／申込先・FAX番号 （052）910-0609

<住宅リフォーム事業者団体登録制度>



<全リ協の組織体制>

